

WROtary

所沢西ロータリークラブ RI第2570地区 第3グループ

会 長:本橋 源太郎 副 会 長:上野 孝二 幹 事:内野 忍 会長エレクト:金岡 悟

世界に希望を生み出そう

クラブ管理運営委員長:恒良 裕子

例会場: 〒359-1127 埼玉県所沢市星の宮1-3-5 ベルヴィ ザ・グラン 事務局: 〒359-1118 埼玉県所沢市宮本町2-22-25 角田ビル3F

事场周:1888年118 周玉朱州《旧日本副2-22-28 月 例会日:毎週火曜日(PM12:30~13:30) TEL.04-2923-4122 TEL.04-2926-1666 FAX.04-2926-5151

E-mail nishirc@dream.ocn.ne.jp HP http://www.tokorozawa-nishirc.net/

4つのテスト①真実かどうか②みんなに公平か③好意と友情を深めるか④みんなのためになるかどうか1.点鐘…会長2.斉唱…ロータリーソング3.来賓紹介4.会長・幹事報告5.委員会報告

第 1722 回例会 2024・3・12

二 43,000 円 累計 482,600 円

卓	話	例会	当番		记 念	沈 祝	福
3/12 オーネスティク	`ルーフ°	和記	毅	3	月ご	`夫人詼	E生
	大舘 誠様			室伏	秀趌	寸 大舍	官 敦子
3/19 例会取り	消し			内野	希	久保日	日美香子
3/26 卓話予定	2	新井	孝敏				
4/2 卓話予定	2 -	石井	秀夫				

■出席報告				
月日	3/5			
会員数	39			
出席者	32			
入会者数	0			
退会者数	0			

会長の時間

本橋 源太郎



皆様、こんにちは。

先月は雪で例会が中止となり先週は移動例会と 言う事で久しぶりの会場での例会となり少しピシ ッとしております。やはり会場で皆様と会うと嬉し く思います。

昨今の経済情勢を見ても株価が4万円を超えておりますが世界のAI企業及び半導体企業の軒並みの高水準が後押して余ったお金が日本企業株を買っている状態なので30年以上前のバブル景気とは違った雰囲気であり全ての方が恩恵を受けている所では無いという事であります。

さて、本日は「さいたま住宅検査センター」の高野さんと関さんに講師として来て頂き近々の住宅情勢をお話しして頂きます。その前に仕事柄少し建築業務について深掘りしてみたいと思います。

建築基準法とは建物を建てる際の敷地、構造、設備、用途に関する最低の基準を定めた法律です。自分の土地、もしくは自分が借りた土地(借地)だとしても自由に好きなように建物を建ててよいわけではなく、都市計画によって区分けされた地域の規制を守り、建築基準法に則った建物を建てなければなりません。 土地を買った後に自分の建てたい建物が建てられない土地だったなんてことがないように最低限の知識を持っておくのが安心です。

建築物の建築(増築・改築・移転・大規模の修繕・ 大規模の模様替え及び一定の建築物の用途変更、建 築設備又は工作物の築造を含みます。)をしようと する場合は、工事の着手前にその計画が建築物の敷 地・構造及び建築設備に関する各種の法令に適合す るものであることについて、建築主事の確認を受け なければなりません。 この事前確認による審査の ことを建築確認制度といいます。建築基準法の規定 に適合することが確認されると確認済証が交付さ れます。建築確認申請の制度がなければ、新たに建 築される建物が建築基準法や条例などに適合して いるかどうかを確認することなく、好き勝手に建て られてしまいます。

その結果、例えばゆるい地盤の上に法定外の大きな建物が建てられて崩壊したり、地震や火災の対策が十分に行われていない商業施設が建ったりと、数えきれないほどのリスクにつながります。

人々が安全で快適に利用できる建物を建築する ために、建築確認申請は重要な役割をもつのです。

万が一、建築確認をせずに建物を建てた場合には、 その建物は「違法建築物」とされて罰金刑が課され たり、施工の中止命令が下されたりする可能性があ ります。

皆様もこれから何か建物を建てる場合はしっか りと勉強して建てて下さい。

それでは本日の例会宜しくお願い致します。

幹事報告

内野 忍

2月 理事会報告 (2/8)

2/6 (火) 降雪の為 例会取消、2/8 (木) 所沢 央公民館 1F 3号にて開催

- (27(火)移動例会について 所沢市日吉町 7-6 ラルデンツァ
- ♠2月、3月卓話講師選定について・・・3月は決定
- 🏟 親睦旅行について・・・近日中にご案内を📳
- 新年会会計報告・・・承認
- ★ 2/18 会員増強を計・・・会員増強委員長 木村 孝子さん 御出席されます。
- ♠ 2/21 (水) IM 現地集合・現地解散

3月 理事会報告 (3/5)

- オープン例会について・・・「お楽しみウイーク」大勢の参加となりそうです
- ☆ 地区大会(3月16.17日)・・・4名の参加
- ☆ 地区協議会(4月21日)・・・10数名の参加
- 親睦旅行・・・委員会で進行中
- ♠ 春のゴルフコンペ・・・26名の参加予定

幹事報告

- ◎ 3月ロータリーレート 1 5 1円
- ◎ ロータリー日本 100年史正誤表
- ◎ ががた月信 3月号 Vol.9
- ◎ 地区大会併設 ロータリー希望の風 チャリティ- バンクシー 版画展のご案内 3/16~20日 深谷市民文化会館
- ◎ 子ども家庭支援チャリティーゴルフ大会開催のご案内5月15日(水)大麻生ゴルフ場
- ◎ ロータリー希望の風ノスタルシ゛ックカーフェスタ開催案内5月19日(日)午前10時~15時 本庄総合公園
- ◎ 2023~2024 年度年度末地区役員合同会議開催のご案内6/29(土) 15;00~
- ◎ バギオだより 2024年3月号 Vol.101
- ◎ 週報・・・所沢東 RC、所沢中央 RC

今日のソングリーダー 7



*財団・米山委員長 徳江 和宏さん

ニコニコボックス 師岡 友次

本橋源太郎 高野さん関さん 本日は宜しくお願いします。

木村 孝子 本日卓話住宅検査センター 所長 宜しく お願い致します。

本橋 正夫 本日大変お忙しい中講師として来て いただいた住宅検査センター 所長 有難 うございます。大変お世話になってい ます。どうぞよろしくお願い致します。

師岡 友次 高野様 関様 本日は宜しくお願い します。

荻野 陽一 本日は、一般財団法人さいたま住宅検 査センター 高野 純司様と関 勲様 にお出で頂いております。普段仕事で 大変お世話になっております。本日は 大変お忙しい折お出で頂きまして大 変有難うございます。卓話どうぞよろ しくお願い致します。

大舘 信夫 前回の移動例会、家内共々おせわになりました。

髙橋 和男 高野様 関様 遠い所有難うござい ます。卓話宜しくお願い致します。

恒良 裕子 宜しく御願いします。

木下 精基 一般財団法人 さいたま住宅検査センター 高野様 関様 本日の卓話 宜しくお願いします。 後の様子を詠んだ歌です」 是非皆様方に目を通していただきたいと思います。ページを開いてご覧になって下さい。宜しく御願い致します。









クラブ研修委員長

金岡 悟





- ・ 3月2日土曜日に財団補助金管理セミナーに次 年度財団委員長の新井孝敏さんと参加してきまし た。 しっかり研修を受け次年度も補助金申請がで きるようになりましたことご報告いたします。
- ・ 4月12日日曜日に地区研修会がございます。担 当委員長の方は出席のほどよろしくお願いいたし ます。

広報・雑誌委員長 深井 紀美子

代読 小久保 昇

ロータリーの友誌 2月号 P14~15 事務局 大原さんの 歌壇に投稿いたしました、「西友 小手指店 閉店

卓話「これからの住宅」について 一般財団法人 さいたま住宅検査センター 営業部 高野 純司様 関 勲様



高野様 関様

はじめに、今年1月1日に発生した能登半島地震に 於いて、被災された方、亡くなられた方々に対し、お見 舞いとお悔やみを申し上げます。

この地震では、珠洲市、輪島市を中心に、7万棟以上の住宅が被害を受け、その半数以上が全・半壊したとのことです。また、200人を超える死者の多くが倒壊した住宅に閉じ込められたり、圧し潰されたりして亡くなられたそうです。これは、住宅が本来持った目的を果たせなかったことになります。

建物を建てる際、基準となる法律が「建築基準法」です。この法律の第一条に「この法律は(中略)国民の生命、健康及び財産の保護を図り(以下略)」とあります。

本来、命を守るはずの住宅に命を奪われてしまった方々の無念は図りしれません。

今回、多くの住宅が倒壊した原因の一つに古い構造 基準で建てられた住宅が多かったことがあげられてい ます。旧基準では概ね震度5強程度の揺れを想定した 基準であり、今回のような震度7の揺れには耐えきれな かったようです。

因みに、現在では震度7程度の揺れに耐えられる基準となっておりますが、ここ最近の住宅が省エネ対応等により重くなっている事を受け、来年4月以降木造住宅の基準や手続きの一部が改正されることとなっております。

着工前に行う建築確認の審査やその後の検査の対象範囲に、構造等に関する項目が新たに加わることとなります。この事でこれまで以上に構造の安全性確保が担保されるようになります。



そして来年4月以降、もう一つ変更があります。建築をしようとする住宅には省エネ基準への適合が義務化されることとなります。これは、2050年カーボンニュートラルや2030年温室効果ガス46%削減の実現に向けた取り組みの一環です。エネルギー消費について、建築物の分野では全体の約3割を占めていると言われており、建築物の省エネ対策は待ったなしの状況です。



今後は、原則すべての住宅に一定以上の省エネ性 能が求められることとなり、基準をクリアしなければ建築 が認められなくなります。基準のポイントは、室内の熱 が逃げないように断熱性能を高めること、エネルギー効 率の良い設備機器を使用する事です。建築に携わる 方々はすでに準備に入っていることと思います。興味 のある方はご相談してみてはいかがでしょうか。

以上のように、来年 4 月から住宅を建てる際の手続き、基準が大きく変わります。着工前の手続きに時間がかかるようになりますので、建て替えを予定している方は早めの対応をお勧めいたします。